

論文の内容の要旨

論文題目 イタリアにおける包摂と寛容の社会的農業
(Social Farming of Inclusion and Generosity in Italy)

氏 名 中野 美季

1、研究の背景と目的

1985年のアグリツーリズム法を起点としてイタリア農村部では農業の多面的機能を活用した農家の多角経営が進展し、地域経済、景観、居住環境が改善されてきた。一方、近年は2000年代後半の経済不況により削減される地域の社会サービスを住民の手で補うボトムアップの活動も各地で見られるようになってきている。現存する地域の農業資源を活用し、農業生産の場に多様な困難を抱える障害者・労働弱者を包摂する社会的農業 (Agricoltura Sociale、以後AS) はその主要な動きの一つであり、近年、イタリアのみならずEUレベルで有効性への認識が高まり、EUレベル統一基準の必要性が提唱されている。本研究ではこのイタリアASの ①特徴と独自性、②それを成立させる要因 を明らかにすることを目的とする。さらに研究を包括する問いとして「イタリアのASを支えるものは何か」を立て、仮説「それは、包摂と寛容である」を設定した。

2、論文の構成

論文の構成は以下である： 序論に続き《第2章》では、目的①「イタリアASの特徴と独自性」を把握するために、3つの国際共同研究の成果からヨーロッパ他国との比較を行い、イタリアASの独自性が、実践主体の重要な部分を占める「社会的協同組合¹」の存在にあることを確認した。さらに、活動形態・ターゲットが多様である、経営規模が面積、経済とも小規模であるという特徴が明らかになった。

《第3章》では、イタリアASの独自性を形成する「社会的協同組合」の生成と起源を歴史、社会的背景から明らかにした。

戦後復興と奇跡の高度成長、急速な都市化の歪みによる「新しい貧困」問題の出現、その問題意識から高まった労働運動はより広い民主化運動となって労働者から学生までを巻き込み1960年代末～70年代のイタリアを覆った。1969年の熾烈な労働争議「熱い

¹ 一般の協同組合が組合員の共助・共益を目的とするのに対し、「地域の普遍的な利益」という公益を目的とする新たな枠組みの協同組合が1991年に法制化された

秋」に続き、1970年代はテロリズムの吹き荒れる「鉛の時代」に突入する。この時代の追い風により民主的・先進的な「1977年の学校教育改革法（特殊学級廃止）」、「1978年のバザーリア法（精神病院廃止）」が成立した。

バザーリア法成立によって町に戻った精神障害者の生活、就労、住居を支援する社会的組織、政治から離れた学生運動家による社会に直接参画し新しい貧困層への援助を行う市民組織等が、10年余りを経て1991年「社会的協同組合」として法制化され位置づけを得た。このうち、農業分野で活動していたものがASの実践主体に含まれているという流れが明らかになった。

《第4章》では、農村部の変化、国と州の分権化の進展、市場原理主義とグローバリズムへの反動として生成した食のオルタナティブへの動きを確認した。

北部の工業化・都市化の進行に伴い南部・農村部では離農が進行し、耕作放棄地が増え、伝統的農村の解体が進んだ。グローバリゼーションによる食の工業化・均質化が進行する1980年代からは家畜感染症、食品偽装などの歪みが露呈し、それに反旗を翻すオルタナティブな食の運動が賛同者を増やし、その最先鋒は1986年に始まったスローフード運動であった。これら地域性に価値を置く新たな市民運動、人々の意識の変化、農村振興のための行政の工夫により2000年代には市民の間に直売を中心とする新たな地域経済が発展し、都市と農村を結ぶ市民の共同購入グループ（GAS）が地域造りの重要アクターとして浮上り、ASや有機農場とも連動していた。

第3章で確認した、精神障害者の社会包摂から発展した「社会的協同組合の創出」、第4章で確認した「衰退する郷土への思いと農業による地域再生への意志」、この二つの流れが合流するところに、イタリア独自のASが形成された。さらに、ここで、複数の系統にわたるASの起源をAS1～AS8に分類した。

《第5章》では、イタリアのAS実践者の実像を把握し、4事例のフィールド調査を提示した。実践者の特徴は、個人農業経営者及び社会的協同組合がASの二つの主要な実践主体であること、小規模経営であること、経営多角化が進んでいること、直売が進んでいること、有機農業（環境保全型農業）の実施率が高いこと、地域の多様なアクターとのネットワークを活用していることであった。

《第6章》では、AS草創期の成功事例分析によりASの内発的生成・発展の要件を検討した。地域からボトムアップで生成し地域ネットワークの力で発展を遂げたヴァルデーラのASは「地域の必要を深く理解するキーパーソン」が、地域に資する行動を「強い意志を持って」起こすことから始まった²。その熱意が周囲に伝播して「強い動機」を植え付け、一步一步ネットワークが築かれ、「強い動機」を持つ構成員はネットワークに（金銭ではなく）持てる力を「惜しみなく」投入する。それを可能にしたのは「行政

² この事例における「地域の必要」とは、第4章で確認した「農村の衰退と都市化の歪み」への問題意識であった。

による AS プロジェクトの「公式化 (formalizzazione)」と情報共有システムとしての「ワーキングテーブル」構築による透明性確保と相互信頼の醸成であった。その機能により、異なる組織から異なる目的で参加する構成員各々がネットワークから価値を受け取り、創出される価値は足し算の解よりはるかに大きなものとなる。

《第7章》では、既存の実践者らが中心となって働きかけ 2015 年に成立した AS 国法成立への過程を確認した。2009 年から順次公布された州法における AS の位置づけの変遷を年代順に追うことから、AS が社会に認知されて行く過程が読み取れ、最終的に州法を統合した形となった 2015 年の国法において、AS は地域社会全体に資する革新的な社会政策として‘メインストリーム’の役割を期待されていることがわかった。AS 国法成立の過程からは、ボトムアップで事例が蓄積されてゆく地域の状況を読み取り、政策的に支援し方向性を示す先進的な州の先導により、国法成立に至るパターンが浮かび上がった。

《第8章》では、AS をイノベーションの観点から評価し、AS は「農業」と「ソーシャル」という従来は無関係と考えられてきた「二つの要素」を組み合わせた「新結合³」であり、新たな成果を創出する社会的イノベーションであることを確認した。さらに、本稿に登場した多くの人々がイノベーターの素養を持ち、「自分がやらなければ」と思い定め、未知の分野に踏み出して行動するという共通点があることを確認した。

以上、序論で本研究の目的として掲げた「イタリア AS の特徴と独自性」を第2章で明らかにし、第3章、第4章でその「歴史・社会的背景」を明らかにした。第5章で「イタリア AS の概要と実像」を把握し、第6章で「それを成立させる要因」は「強い意思」を持つキーパーソンと、その意思の伝搬により「強い動機」を持ったアクターが創るネットワークであり、そのネットワークを機能させる条件（公的な存在による公式化とコーディネート）と、具体的なツール（ワーキングテーブル、プロトコル、多数の文書）をヴァルデーラ連合区の経験から明らかにした。

論旨の展開を仮説「イタリアの AS を支えるものは、包摂と寛容である」の検証プロセスに沿って整理、考察する；

(1) イタリアの AS を支える思想は、**労働を通じて人間を社会に「包摂」**しようとする意志である。

その意志はイタリア共和国憲法を背景とする。調査を通じて、憲法第1条「イタリアは労働に基礎を置く民主的共和国である」はイタリアの公私の思想に浸透していること、イタリアにおいて「労働」及び「小さな普通のことのできる生活」(3.3.3)は、人間の権利と捉えられていることがわかった。労働弱者の労働参入のための現場の様々な努力

³ シュンペーター『経済発展の理論：1926』によれば、既存の要素の「これまでとは異なる新しい組み合わせ (=新結合)」がイノベーションを創出する

は、それが人間の権利と尊厳に通じると理解されているためである。そのため、イタリアの障害者福祉は、整えた場所で「保護する」より、一般社会の中で生きることを「支援する」方向となっている。労働の権利を保障するため、労働能力の不足する者は職業教育を受ける権利が憲法 38 条に謳われている。

(2) その「包摂」の意志は、人間の差異への「寛容」を土台とする。

イタリア AS の独自性の基礎を成す「社会的協同組合」が 1972 年に発祥したトリエステにおける精神保健のモットーは「近くで見れば、誰一人として普通ではない」という精神科医フランコ・バザーリアの言葉であり、ここには自分も含めた人間の差異・多様性への「寛容」と「受容」が表れている。自分も含めて「普通ではない（まともではない）」と認め、精神障害者、社会、自分を隔てる壁を取り払う厳しさと差異への寛容が同居した「共にある (esserci)」ことが、ここから生成していった多くのイタリアの社会的組織の「包摂」の源流にあり、今日の AS の包摂にも繋がっているのではないだろうか。

(3) 農業による「包摂」を行う背景は何か。

農業・農村における障害者・弱者の包摂は古くはイタリアの農村で互助的に行われていた。例えば 1911 年のトスカーナ州ヴォルテッラの精神病院の記録が発見されており、精神障害者を預かる農家と病院側の細かい取り決めが記録されている。それらの習慣は忘れられていたが、近年 AS の普及により革新的な方法として新たためて注目された。誰もが仕事と居場所を見つけられる農業の多様性、自然に向き合う環境の清々しさ、評価や批判をしない植物や動物に向き合う安らかさ、仕事の成果が手に取れる充実感といった、農業の寛容な豊かさが弱者の包摂にも効用をもたらしていると評価されている。

以上により、「イタリアの AS を支えるものは包摂と寛容である」と言えよう。

3、結論

本論文の研究を通じて見えてきたことは、現在が社会システムの変化の過渡期にあり、AS はそこに現れたということである。戦後復興から現在に至るイタリアの社会的背景を辿ると、都市部、農村部に起こった複数の変化の流れの合流するところに AS は位置づけられる。90 年代にオルタナティブとして闘っていたスローフードが G7 に出席する動き、さらに 2000 年代に「オルタナティブな福祉政策」として認知され始めた AS が、国法において地域社会全体を対象とする「社会政策」となる動き、これは時代の変化を法整備のレベルでも証明する現象であると言える。AS は次世代の価値観、持続可能な生産の側に属している。AS の実践を通して「農業＋ソーシャル」という慣行経済システムでは「弱点」を抱える者同士を組み合わせることで、新たな価値を創出する「強み」に変わった。このように、弱点、欠点の評価は慣行システムの尺度に過ぎず、時代の過渡期にある今は、弱さも強さも含めた従来の概念を見直す必要があろう。定義をいったん解体し、再構築する柔軟さが求められると考える。